

## 第1条 本約款の適用

1. 当ダイバーズインケンチャルマが宿泊者との間で締結する  
宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、  
この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、  
この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずる事が出来ます

## 第2条 宿泊契約の申し込み

1. 当館に宿泊契約の申し込みを行う場合は、次の事項を当館に申し出て頂きます
  - (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業、電話番号、メールアドレス
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、  
第18条の規定を適応する事態が生じた時は、キャンセル料に次いで賠償金の順序に充当し  
当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します

## 第3条 予約金

1. 前条の規定により宿泊契約が成立した時は、期限を定めて予約金の支払を求める事があります
2. 予約金は、まず宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、  
第5条の定める場合に該当する時は、同条のキャンセル料に充当し、  
残額があれば第10条の規定による 料金の支払いの際に返還します

## 第4条 宿泊引受の拒否

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない事があります

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらない時
- (2) 満室(員)により客室の余裕がない時
- (3) 宿泊しようとする人が、宿泊に関し、  
法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時
- (4) 宿泊しようとする人が、伝染病者であると明らかに認められる時
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた時
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させる事が出来ない時
- (7) 都道府県条例に特に規定される場合に該当する時

## 第5条 宿泊契約の解除- 1

1. 当館は、宿泊契約の申込者が、宿泊契約の全部または一部を解除した時は、  
別表「キャンセル料申し受け規定」によりキャンセル料を申し受けます
2. 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後17:30になっても到着しない時は、  
その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理する事があります  
(事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、  
宿泊者がその連絡をしないで到着しなかった事が、  
列車、航空機等公共に運輸機関の不着又は遅延その他、宿泊者の責に帰さない  
理由によるものである事を証明した時は、第1項のキャンセル料は頂きません

## 第6条 宿泊契約の解除- 2

1. 当館は、他に定める場合を除く他、次の場合には、宿泊契約を解除する事が出来ます  
(1) 第4条(3)から(7)までに該当する事となった時  
(2) 第3条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期日までにその支払いがない時
2. 当館は、前項の規定により宿泊契約を解除した時は、その予約について既に収受した予約金があれば返還いたします

## 第7条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当館の事務所において、次の事項を登録して下さい  
(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業、電話番号、メールアドレス  
(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日  
(3) 出発日及びお帰りの交通機関  
(4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊者が第10条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示して頂きます

## 第8条 客室の使用時間

1. 宿泊者が、客室を使用いただく時間は、午後2:00から翌朝午前10:00までとします  
但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用する事が出来ます
2. 前項の規定にかかわらず、同項に定める時間間外の客室の使用に応じる事があります  
この場合には所定の追加料金を申し受けます

## 第9条 営業時間

当館のスタッフの就業時間は、下記に準じます

ケンチャルマ事務所営業時間 午前8:30～午前12:00/午後13:00～午後17:30

## 第10条 料金の支払い

1. 宿泊料金等の支払いは通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者のチェックインの際又は当館が請求した時、事務所において行って頂きます
2. 当館が必要と認めた時は、宿泊料金等は、当館の指定する口座への振込による事前支払いを行って頂きます
3. 当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます

## 第11条 利用規則の遵守

宿泊客は当館内においては当館が定めて館内に掲示した利用規則に従って頂きます

## 第12条 宿泊継続の拒否

お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りする事があります

- (1) 第4条(3)から(7)までに該当する事となった時
- (2) 前条の利用規則に従わない時

### **第13条 宿泊の責任**

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、  
又それらの不履行により宿泊者に損害を与えた時は、その損害を賠償します  
但し、それが当館の責めに帰すべき理由によるものでない時は、この限りではありません

### **第14条 契約した客室が提供が出来ない時の取り扱い**

当館の責めに帰すべき理由により宿泊者に客室の提供が出来なくなった時には、  
天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による  
他の宿泊施設を斡旋いたしますこの場合客室の提供が継続出来なくなった日の  
宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きます

### **第15条 委託物等の取り扱い**

1. 宿泊者は当館に現金並びに貴重品を預ける事は出来ません
2. 宿泊者が、上記以外の物品について、滅失、棄損等の損害についても、  
当館は、その損害を賠償致しません

### **第16条 手荷物又は携帯品の保管**

1. 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、  
その到着前に当館が了解した時に限って責任をもって保管し、  
宿泊者が事務所においてチェックインする際お渡しします
2. 宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の手荷物又は携帯品が  
当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時、  
当館は、当該所有者に連絡 をするとともにその指示を求めるものとします  
但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない時は、  
発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます
3. 前2項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、  
第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、  
前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします

### **第17条 駐車場の責任**

宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、  
当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません  
但し、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えた時は、  
その賠償の責めに任じます

### **第18条 宿泊者の責任**

宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被った時は、  
当該宿泊者は当館に対し、その損害を賠償していただく場合があります

## ■別表: キャンセル料規定

宿泊合計金額に対して

### 【基本】

当日 ~	1日前	…	100% (無断不泊含む)
7日前 ~	2日前	…	30%
14日前 ~	8日前	…	20%
30日前 ~	15日前	…	10%

### 【繁忙期】 (春休み・GW・夏休み・年末年始等、及びS期間)

当日 ~	1日前	…	100% (無断不泊含む)
7日前 ~	2日前	…	50%
14日前 ~	8日前	…	30%
30日前 ~	15日前	…	20%

※ web予約サイトから予約の場合は、各予約サイトのキャンセル規定に従います

※ 契約日数を短縮した場合は、その短縮日数に対するキャンセル料を頂きます